

○デジタル庁告示第十九号

公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和三年法律第三十八号）第十条の規定に基づき、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条の内閣総理大臣が指定する公的給付を次のように定める。

令和六年十月三十一日

内閣総理大臣 石破 茂

- 一 令和六年度北海道帯広市暖房代支援給付金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和六年度帯広市一般会計補正予算における、北海道帯広市から、低所得者世帯等を支援する観点から支給される給付をいう。）
- 二 令和六年度北海道清水町高齢者世帯等生活支援給付金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和六年度清水町一般会計補正予算における、北海道清水町から、低所得者世帯を支援する観点から支給される給付をいう。）

- 三 令和六年度京都府京丹後市低所得の子育て世帯に対する子育て支援給付金（原油価格や物価高騰等の影

響に鑑み、令和六年度京丹後市一般会計補正予算における、京都府京丹後市から、子育て世帯を支援する観点から支給される給付をいう。）

附 則

この告示は、公布の日から適用する。